

ブロック塀等撤去補助金申請の流れ

順番	内容	所要日数
①	<p>申請書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者が申請書を記入し、必要書類を添付の上、市役所へ提出してください。 ・書類提出は、代理人でも可能です。 ・所有者が岩倉市外在住の場合は、居住地における「市税等を完納している証明書」も添付が必要です。 ・所有者が複数の場合は、同意書を添付の上、代表者が申請してください。 <p>※申請する年度の2月末日までに⑦を提出できれば申請はいつでも可能です。</p>	約2週間
②	<p>交付決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所から交付決定通知書が郵送されます。 	
③	<p>工事業者と契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず②の交付決定通知書が届いてから業者と契約してください。契約日が②の日付以降である必要があります。 ・契約者は、必ず所有者名義としてください。 	
④	工事着手	
⑤	工事完了	
⑥	<p>工事代金の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事業者に工事代金を支払ってください。 ・工事業者に所有者名義で領収書を作成してもらってください。 	約1か月
⑦	<p>完了実績報告書、請求書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②に同封されていた完了実績報告書に必要な書類を添付し、請求書と併せて市役所に提出してください。 ・工事が完了してから30日以内か申請した年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出してください。 	
⑧	<p>確定通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所から確定通知書が郵送されます。 	
⑨	<p>入金の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑦を提出してから約1か月で指定の口座に入金しますので、確認してください。 	

※所要日数は、目安です。混雑具合により変わります。

※必要書類等詳細は、お問い合わせください。

<p>問合せ先 岩倉市都市整備課計画営繕グループ 電話 0587-38-5814</p>
--